平成31年3月25日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づく附属機関(以下「附属機関」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)及び教育委員会の附属機関として別表に掲げる附属機関を置く。
- 2 前項の附属機関において担任する事務並びに当該附属機関の組織並びに委員の定数、 構成及び任期は、それぞれ別表各欄に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委嘱等)
- 第3条 委員は、市長(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。第6条において 同じ。)が委嘱し、又は任命する。
- 2 委員は、再任を妨げない。

(会長、副会長等)

- 第4条 会長又は委員長(以下この条及び次条において単に「会長」という。)及び副会長 又は副委員長(第3項において単に「副会長」という。)は、委員の互選により定める。
- 2 会長は、附属機関を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 附属機関の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長 が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 鴨川市特別職報酬等審議会条例(平成17年鴨川市条例第39号)
 - (2) 鴨川市文化施設運営協議会設置条例(平成17年鴨川市条例第86号)
 - (3) 鴨川市スポーツ推進審議会設置条例(平成17年鴨川市条例第91号)
 - (4) 鴨川市水道事業運営委員会設置条例(平成17年鴨川市条例第145号)
 - (5) 鴨川市立国保病院運営協議会設置条例(平成17年鴨川市条例第148号)
 - (6) 鴨川市総合計画審議会設置条例(平成17年鴨川市条例第161号)
 - (7) 鴨川市予防接種健康被害調査委員会設置条例(平成18年鴨川市条例第3号)
 - (8) 鴨川市子ども・子育て会議設置条例(平成26年鴨川市条例第1号)

(鴨川市学校給食センター設置条例の一部改正)

3 鴨川市学校給食センター設置条例(平成17年鴨川市条例第79号)の一部を次のように 改正する。

[次のよう] 略

(鴨川市立図書館設置条例の一部改正)

4 鴨川市立図書館設置条例(平成17年鴨川市条例第82号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鴨川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

5 鴨川市市民会館の設置及び管理に関する条例(平成17年鴨川市条例第97号)の一部を 次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鴨川市介護保険条例の一部改正)

6 鴨川市介護保険条例(平成17年鴨川市条例第116号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鴨川オーシャンパークの設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 鴨川オーシャンパークの設置及び管理に関する条例(平成17年鴨川市条例第135号)の 一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鴨川市消防条例の一部改正)

8 鴨川市消防条例(平成17年鴨川市条例第150号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(鴨川市企業立地及び雇用の促進に関する条例の一部改正)

9 鴨川市企業立地及び雇用の促進に関する条例(平成26年鴨川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関及び附則第3項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により置かれている附属機関は、それぞれこの条例の規定により置かれる同一の名称の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。
- 11 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関と同一の名称の合議体(以下「従前の 附属機関等」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、それぞれ同表に掲 げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、 当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第2条第2項の規定に かかわらず、同日における当該従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一 の期間とする。
- 12 前項の規定により附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなされた 者の数が別表に定める委員の定数を超える附属機関にあっては、第2条第2項の規定に かかわらず、当該者の任期に限り、当該者の数をもって委員の定数とする。
- 13 この条例の施行の際現に従前の附属機関等の会長若しくは委員長又は副会長若しく は副委員長の職にあるものは、それぞれ別表に掲げる同一の名称の附属機関の会長若し くは委員長又は副会長若しくは副委員長として互選により定められたものとみなす。

14 平成33年3月31日までの間、別表1市長の附属機関の表鴨川市立国保病院運営協議会の項定数の欄中「7人」とあるのは「10人」と、同項構成の欄中「市議会の議員 2人」とあるのは「市議会の議員 3人」と、「識見を有する者 3人」とあるのは「識見を有する者 5人」とする。

附 則(令和元年12月26日条例第35号)抄 (施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(鴨川市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第9条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の鴨川市附属機関設置条例(以下この条において「旧条例」という。)別表2教育委員会の附属機関の表鴨川市学校給食センター運営委員会の項構成の欄第1号に掲げる委員(以下この条において「旧委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、前条の規定による改正後の鴨川市附属機関設置条例(以下この条において「新条例」という。)別表2教育委員会の附属機関の表鴨川市学校給食センター運営委員会の項構成の欄第1号に掲げる委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、新条例第2条第2項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 2 この条例の施行の際現に旧条例別表2教育委員会の附属機関の表に掲げる鴨川市学校給食センター運営委員会の会長又は副会長の職にあるものは、それぞれ新条例別表2 教育委員会の附属機関の表に掲げる鴨川市学校給食センター運営委員会の会長又は副会長として互選により定められたものとみなす。

附 則(令和2年3月27日条例第10号)抄 (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月28日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される鴨川市空家等対策審議会の委員の任期は、 改正後の第2条第2項及び別表1市長の附属機関の表鴨川市空家等対策審議会の項任 期の欄の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。 (鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川 市条例第37号)の一部を次のように改正する。

「次のよう〕略

附 則(令和4年9月30日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川 市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和4年9月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川 市条例第37号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月31日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川 市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和5年3月31日条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川 市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和6年12月19日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川 市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和7年6月30日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年鴨川 市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表(第2条関係)

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数	構成	任期
鴨川市	 市長の諮問に応じ、男女共同参	会長1人、	8人以	識見を有する者	2年
男女共	画に関する事項について調査	副会長1人	内		
同参画	審議を行うこと。	及びこれら			
推進審		以外の委員			
議会					
鴨川市	 市長の諮問に応じ、総合計画及	会長1人、	15人以	(1) 産業、行政、	委嘱の日
総合計	びまち・ひと・しごと創生総合	副会長1人	内	教育、金融、労働	から諮問
画審議	戦略に関する事項について調	及びこれら		及び報道の関係	に係る調
会	査審議を行うこと。	以外の委員		者のうち市長が	査審議が

İ	I	1	l		1
				必要と認める者	終了する
				(2) 識見を有す	まで
				る者	
鴨川市	市長の諮問に応じ、重要な地域	会長1人、	19人以	道路運送法施行規	2年
地域公	公共交通施策に関する事項に	副会長1人	内	則(昭和26年運輸省	
共交通	ついて調査審議を行うこと及	及びこれら		令第75号)第4条の	
会議	び道路運送法(昭和26年法律第	以外の委員		2第1項各号及び	
	183号)に基づき必要となる事			第2項各号並びに	
	項、国庫補助金交付に必要な交			地域公共交通の活	
	通計画の策定に関する事項等			性化及び再生に関	
	について協議を行うこと。			する法律(平成19年	
				法律第59号)第6条	
				第2項各号に掲げ	
				る者のうち市長が	
				必要と認める者	
鴨川市	市長の諮問に応じ、企業の立地	会長1人、	7人以	識見を有する者	2年
企業立	及び雇用の促進に関する各種	副会長1人	内		
地促進	施策について調査審議を行う	及びこれら			
審議会	こと。	以外の委員			
鴨川市	市長の諮問に応じ、議員報酬の	会長1人、	6人	(1) 市の区域内	2年
特別職	額並びに市長、副市長及び教育	副会長1人		の公共的団体等	
報酬等	長の給料額について調査審議	及びこれら		の代表者 3人	
審議会	を行うこと。	以外の委員		(2) 識見を有す	
				る者 3人	
鴨川市	市長の諮問に応じ、行政改革に	会長1人、	7人以	識見を有する者	委嘱の日
行政改	関する事項について調査審議	副会長1人	内		から諮問
革推進	を行うこと。	及びこれら			に係る調
委員会		以外の委員			査審議が
					終了する
					まで
鴨川市	市長の諮問に応じ、消防団に関	委員長 1	7人以	(1) 消防の関係	2年

		[
消防委	する事項について調査審議を	人、副委員	内	者		
員会	行うこと。	長1人及び		(2)	識見を有す	
		これら以外		る者	4.	
		の委員				
鴨川市	市長の諮問に応じ、介護保険法	会長1人、	7人以	(1)	住民を代表	3年
介護保	(平成9年法律第123号)第117	副会長1人	内	する	5者	
険運営	条に規定する介護保険事業計	及びこれら		(2)	被保険者を	
協議会	画及び老人福祉法(昭和38年法	以外の委員		代表	長する者	
	律第133号)第20条の8に規定			(3)	介護保険に	
	する老人福祉計画の策定又は			係る	がサービス事	
	変更並びに介護保険サービス			業0)関係者	
	等に関すること、地域包括支援			(4)	保健医療及	
	センターの運営に関すること			び社	社会福祉の関	
	並びに地域密着型サービスの			係者	4.	
	指定等に関することについて			(5)	その他市長	
	調査審議を行うこと。			が必	必要と認める	
				者		
鴨川市	市長の諮問に応じ、予防接種	委員長1	5人	(1)	千葉県が選	2年
予防接	(予防接種法(昭和23年法律第	人、副委員		定す	トる 専門医師	
種健康	68号)の規定に基づき行う予防	長1人及び		(2)	公益社団法	
被害調	接種及び市長が必要と認めて	これら以外		人多	安房医師会の	
查委員	行う予防接種をいう。)に関連	の委員		会县	Ē	
会	する健康被害の発生に際し、当			(3)	千葉県安房	
	該事例について医学的見地か			保候	建所の所長	
	ら調査審議を行うこと。			(4)	学識経験を	
				有す	 トる者	
鴨川市	市長の諮問に応じ、市民の総合	·会長1人、	7人以	(1)	保健医療の	2年
健康づ	的な健康づくりのための計画	副会長1人	内	関係	系者	
くり推	の策定及び推進について調査	及びこれら		(2)	識見を有す	
進協議	審議を行うこと。	以外の委員		る者	4	
会						

Ì	1	1				l I
鴨川市	市長の諮問に応じ、老人福祉法	委員長1	5人	(1)	千葉県安房	2年
老人ホ	第11条第1項第1号及び第2	人、副委員		保復	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	
ーム入	号の規定による措置の開始、変	長1人及び		(2)	医師	
所判定	更又は廃止について調査審議	これら以外		(3)	老人福祉施	
委員会	を行うこと。	の委員		設の)長	
				(4)	地域包括支	
				援さ	アンターの長	
				(5)	老人福祉を	
				担当	首する市の職	
				員		
鴨川市	市長の諮問に応じ、社会福祉法	委員長1	7人以	(1)	福祉団体の	2年
地域福	(昭和26年法律第45号)第107条	人、副委員	内	関係	者	
祉推進	第1項に規定する地域福祉計	長1人及び		(2)	識見を有す	
会議	画の策定及び推進について調	これら以外		る者	<u> </u>	
	査審議を行うこと。	の委員				
鴨川市	子ども・子育て支援法(平成24	会長1人、	10人以	(1)	子どもの保	2年
子ど	年法律第65号)第72条第1項各	副会長1人	内	護者	<u> </u>	
も・子育	号に掲げる事務を処理するこ	及びこれら		(2)	子ども・子育	
て会議	٤.	以外の委員		てま	で援に関する	
				事業	(に従事する	
				者		
				(3)	関係機関及	
				び団	日体を代表す	
				る者	<u> </u>	
				(4)	識見を有す	
				る者	<u> </u>	
鴨川市	市長の諮問に応じ、農業振興地	 会長1人、	7人以	(1)	農業に従事	2年
農業振	域の整備に関する法律(昭和44	副会長1人	内	する	i 者	
興地域	年法律第58号)第8条第1項に	及びこれら		(2)	農林業の関	
整備協	規定する農業振興地域整備計	以外の委員		係団	団体を代表す	
議会	画の策定及び変更について調			る者	Ž.	

				(0)	数日よみに	
	査審議を行うこと。			(3)	識見を有す	
				る者		
鴨川市	市長の諮問に応じ、新たな観光					委嘱の日
観光振	振興施策及びそのための財源	副会長1人	内	係者	∃ 7.	から諮問
興検討	の在り方について調査審議を	及びこれら		(2)	宿泊業の関	に係る調
委員会	行うこと。	以外の委員		係者	<u>×</u>	査審議が
				(3)	経済団体の	終了する
				関係	香	まで
				(4)	関係行政機	
				関の	職員	
				(5)	識見を有す	
				る者	<u>z</u> . I	
鴨川オ	市長の諮問に応じ、鴨川オーシ	会長1人、	7人以	識見を	で有する者	委嘱の日
ーシャ	ャンパークの運営に関する事	副会長1人	内			から諮問
ンパー	項ついて調査審議を行うこと。	及びこれら				に係る調
ク運営		以外の委員				査審議が
委員会						終了する
						まで
鴨川市	市長の諮問に応じ、空家等対策	会長1人、	7人以	(1)	弁護士、司法	2年
空家等	の推進に関する特別措置法(平	副会長1人	内	書士	ニ又は行政書	
対策審	成26年法律第127号)第7条に	及びこれら		士の)資格を有す	
議会	規定する空家等対策計画の作	以外の委員		る者	<u>z.</u>	
	成及び変更並びに実施に関す			(2)	宅地建物取	
	る事項について調査審議を行			引士	二、不動産鑑定	
	うこと。			士又	スは土地家屋	
				調査	至士の資格を	
				有す	一る者	
				(3)	建築士の資	
				格を	する者	
				(4)	福祉の関係	
				者		

				(5) 関係行政機	
				関の職員	
鴨川市	市長の諮問に応じ、病院事業の	会長1人、	7人以	識見を有する者	2年
立国保	運営に関する事項について調	副会長1人	内		
病院運	査審議を行うこと。	及びこれら			
営協議		以外の委員			
会					
鴨川市	市長の諮問に応じ、水道事業の	会長1人、	7人以	識見を有する者	2年
水道事	運営に関する事項について調	副会長1人	内		
業運営	査審議を行うこと。	及びこれら			
委員会		以外の委員			
鴨川市	 市長の諮問に応じ、スポーツ基	会長1人、	7人以	識見を有する者	2年
スポー	本法(平成23年法律第78号)第	副会長1人	内		
ツ推進	10条第1項に規定するスポー	及びこれら			
審議会	ツ推進計画その他のスポーツ	以外の委員			
	の推進に関する重要事項及び				
	同法第35条に規定する補助金				
	の交付について調査審議を行				
	うこと。				
鴨川市	市長の諮問に応じ、市長が定め	会長1人、	5人	(1) 調査審議を	委嘱又は
指定管	る公の施設の指定管理者(地方	副会長1人		行う公の施設に	任命の日
理者選	自治法第244条の2第3項に規	及びこれら		関し識見を有す	から諮問
定委員	 定する指定管理者をいう。以下	以外の委員		る者 3人	に係る調
会	同じ。)の候補者について調査			(2) 市長が指定	査審議が
	審議を行うこと。			する職員又は関	終了する
				係行政機関の職	まで
				員 2人	

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	組織	定数		構成	任期
鴨川市	 教育委員会の諮問に応じ、児童	会長1人、	7人以	(1)	医療の関係	2年
教育支	生徒等のうち学校教育法施行	副会長1人	内	者		

1		_			
令(昭和28年政令第340号)第5	及びこれら		(2)	特別支援教	
条第1項に規定する視覚障害	以外の委員		育の	関係者	
者等その他の心身に障害のあ			(3)	福祉の関係	
るものの就学に関し必要な事			者		
項について調査審議を行うこ			(4)	識見を有す	
と。			る者		
教育委員会の諮問に応じ、小学	委員長1	16人以	(1)	学校教育の	委嘱の日
校、中学校及び認定こども園の	人、副委員	内	関係	者	から諮問
適正規模及び適正配置に関す	長1人及び		(2)	児童福祉の	に係る調
る事項について調査審議を行	これら以外		関係	者	査審議が
うこと。	の委員		(3)	識見を有す	終了する
			る者		まで
教育委員会の諮問に応じ、鴨川	委員長1	12人以	(1)	学校教育の	委嘱の日
地区(鴨川小学校、東条小学校、	人、副委員	内	関係	者	から諮問
西条小学校及び田原小学校の	長1人及び		(2)	識見を有す	に係る調
通学区域をいう。)の統合小学	これら以外		る者		査審議が
校の整備に関する事項につい	の委員				終了する
て調査審議を行うこと。					まで
教育委員会の諮問に応じ、学校	会長1人、	7人以	(1)	給食を受け	2年
給食センターの運営に関する	副会長1人	内	る小	学校及び中	
事項について調査審議を行う	及びこれら		学校	のPTAが推薦	
こと。	以外の委員		する	者	
			(2)	識見を有す	
			る者		
教育委員会の諮問に応じ、文化	会長1人、	7人以	識見を	有する者	2年
施設(鴨川市郷土資料館、鴨川	副会長1人	内			
市文化財センター及び鴨川市	及びこれら				
L 民ギャラリーをいう。以下この	以外の委員				
欄において同じ。)の管理及び					
運営に関すること並びに文化					
	条第1項に規定する視障事ある事でに規定する視障事のをでいる。とのの記さのの記さのの記さのの記さのでは関連を行っている。とのでは関連をできる。とのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	条第1項に規定する視覚障害 以外の委員 者等その他の心身に障害のあるものの就学に関し必要な事項について調査審議を行うこと。 教育委員会の諮問に応じ、明川 を	者等その他の心身に障害のあるものの就学に関し必要な事項について調査審議を行うこと。 教育委員会の諮問に応じ、小学委員長1 16人以校、中学校及び認定こども園の長1人及びる事項について調査審議を行っこと。 教育委員会の諮問に応じ、鴨川委員長1 12人以地区(鴨川小学校、東条小学校、長1人及び通学区域をいう。)の統合小学で加盟学区域をいう。)の統合小学で加盟学区域をいう。)の統合小学で加速を関する事項について調査審議を行うこと。 教育委員会の諮問に応じ、学校会長1人、7人以給食センターの運営に関する副会長1人、7人以給食センターの運営に関する副会長1人、7人以給食センターの運営に関する副会長1人、7人以治費である。以外の委員をでは、文化会長1人、7人以施設(鴨川市郷土資料館、鴨川 みびこれらと。	条第1項に規定する視覚障害 以外の委員 者等その他の心身に障害のあるものの就学に関し必要な事項について調査審議を行うこと。 教育委員会の諮問に応じ、小学 委員長1 16人以 (1) 校、中学校及び認定こども園の 人、副委員 内 関係 適正規模及び適正配置に関す 長1人及び 3事項について調査審議を行うこと。	条第1項に規定する視覚障害 以外の委員

	奨励に関することその他文化 施設の振興に関することにつ いて調査審議を行うこと。					
鴨川市図書館協議会	図書館法(昭和25年法律第118 号)第14条第2項の規定に基づき、図書館の運営に関し館長の 諮問に応ずるとともに、図書館 の行う図書館奉仕につき、館長 に対して意見を述べること。	副会長1人 及びこれら 以外の委員	内	関係 (2) 関係 (3) 向上	者社会教育の	2年
				(4) 有す	学識経験を る者	
鴨川市	教育委員会の諮問に応じ、教育	会長1人、	5人	(1)	調査審議を	委嘱又は
教育委	委員会が定める公の施設の指	副会長1人		行う	公の施設に	任命の日
員会指	定管理者の候補者について調	及びこれら		関し	識見を有す	から諮問
定管理	査審議を行うこと。	以外の委員		る者	3人	に係る調
者選定				(2)	教育委員会	査審議が
委員会				が指	定する職員	終了する
				又は	関係行政機	まで
				関の	職員 2人	